

# 大久保宿舎解体工事

兵庫労働局

図番	図面名	図番	図面名	図番	図面名
A-00	表紙	A-30	2号棟 建具表(2)	M-07	1号棟 高架水槽詳細図
A-01	図面目録	A-31	2号棟 基礎伏図・基礎配筋図	M-08	1号棟 ガス設備図
A-02	解体工事特記仕様書(1)	A-32	2号棟 柱断面表・各伏図・柱梁リスト	M-09	2号棟 機械設備給排水衛生設備 器具表、配置図
A-03	解体工事特記仕様書(2)	A-33	2号棟 配筋図(その1)	M-10	2号棟 屋外給排水配管図 系統図 浄化槽据付詳細図
A-04	解体工事特記仕様書(3)	A-34	2号棟 階段配筋詳細図・梁・小梁リスト・各断面	M-11	2号棟 ポンプ室配管 高架水槽詳細 屋上貫通詳細図
A-05	配置・案内図	A-35	2号棟 床配筋図	M-12	2号棟 平面詳細図(配管)
A-06	共通1・2号棟 仮設計画図	E-00	電気設備図	M-13	2号棟 平面詳細図(污水配管図)
A-07	共通1・2号棟 地積測量図	E-01	1号棟 電灯幹線系統図・TV配線系統図	M-14	2号棟 屋内給排水断面詳細図
A-08	1号棟 仕上及求積表	E-02	1号棟 幹線系統図	M-15	
A-09	1号棟 各階平面図・天井伏図・床伏図	E-03	1号棟 幹線設備 1.2階平面図	M-16	
A-10	1号棟 東・西・南 立面図 断面図	E-04	1号棟 幹線設備 3.4階平面図	M-17	
A-11	1号棟 階段平面及断面詳細図	E-05	1号棟 電灯配線平面図・照明器具姿図	M-18	
A-12	1号棟 矩計図	E-06	1号棟 各住戸電灯コンセント平面図	M-19	
A-13	1号棟 各部詳細図・展開図	E-07	1号棟 警報ベル系統図・階段等及び外灯系統図	M-20	
A-14	1号棟 各部詳細図	E-08	1号棟 動力配線系統図他	M-21	
A-15	1号棟 ホンパ`庫・平面・立面・断面詳細図	E-09	2号棟 配置図 電話配管図 ホンパ`制御盤結線図	M-22	
A-16	1号棟 受水槽・ホンパ`室・焼却炉廻り・コンクリート舗装	E-10	2号棟 幹線系統図	M-23	
A-17	1号棟 各階伏図・基礎・地中梁リスト	E-11	2号棟 幹線系統図・平面図	M-24	
A-18	1号棟 柱・梁・スラブ各配筋リスト及階段配筋図	E-12	2号棟 電気設備仕様書・器具表	M-25	
A-19	1号棟 3通り・A通り 配筋詳細図	E-13	2号棟 幹線・各系統図	M-26	
A-20	1号棟 4通り・C通り 配筋詳細図(2)	E-14	2号棟 電話配管仕様書・配管系統図	M-27	
A-21	1号棟 平面詳細図	E-15	2号棟 各住戸電灯コンセント配線図	M-28	
A-22	2号棟 平面及床伏図・天井伏・面積計算書	E-16	2号棟 テレビ共同アンテナ屋外配線図・系統図	M-29	
A-23	2号棟 南・北立面・断面図	M-00	機械設備	M-30	
A-24	2号棟 1F~4F 各室共通平面詳細図 仕上表	M-01	1号棟 ポンプ室平面図	M-31	
A-25	2号棟 矩計図	M-02	1号棟 給排水設備系統図・機器表	M-32	
A-26	2号棟 階段詳細及平面・各面詳細図	M-03	1号棟 給排水 RF平面図・PS詳細図・支持金具詳細図	M-33	
A-27	2号棟 部分詳細図	M-04	1号棟 給排水衛生設備平面図・換気設備平面図	M-34	
A-28	2号棟 展開図	M-05	1号棟 屋外排水配管平面図	M-35	
A-29	2号棟建具表(1)	M-06	1号棟 受水僧・ポンプ室配管詳細図	M-36	

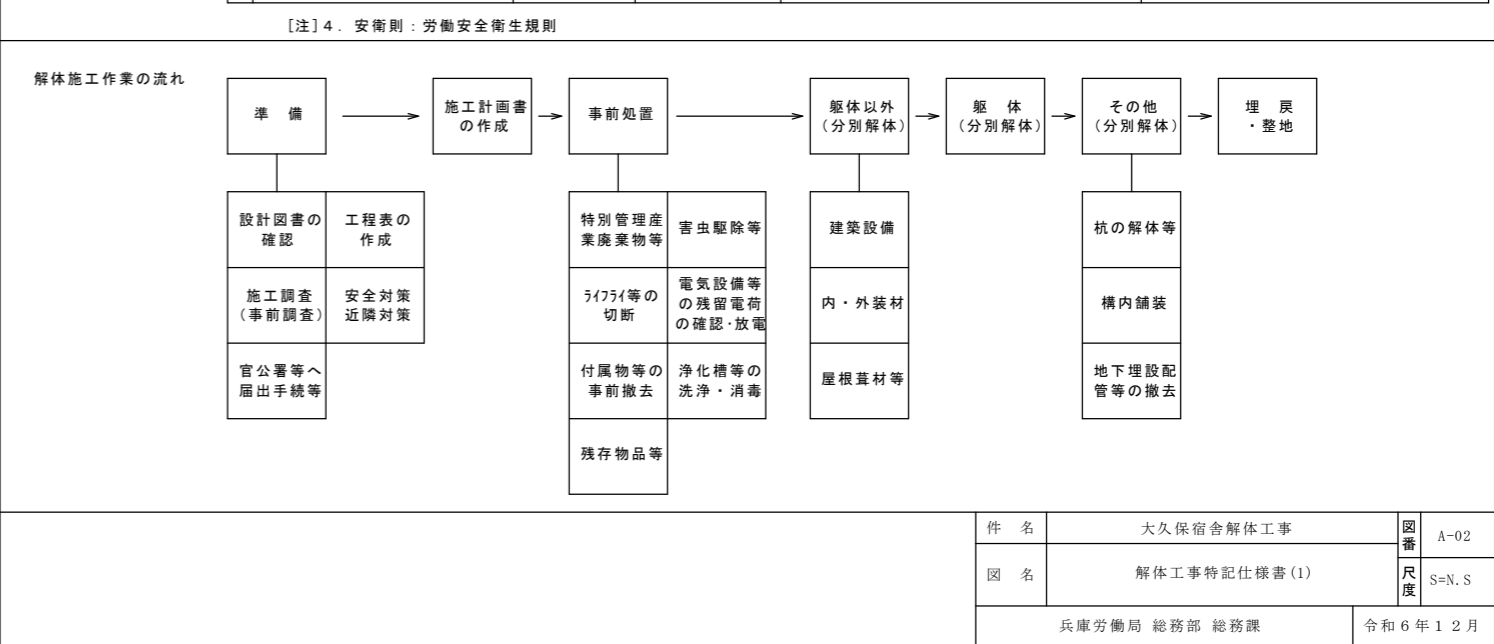
件名	大久保宿舍解体工事	図番	A-01
図名	図面目録	尺度	
兵庫労働局 総務部 総務課			令和6年3月

<b>解体工事特記仕様書(1)</b>																																						
<b>工事概要</b>																																						
1. 工事名称	大久保宿舍解体工事																																					
2. 工事場所	明石市大久保町谷八木1191-51 (一号棟) 明石市大久保町谷八木1191-53 (二号棟)																																					
3. 工事内容	解体撤去工事一式 建屋及び基礎・周囲ｽﾌﾟｺﾝｸﾘｰﾄ・樹木・電気設備・機械設備・屋外工作物(埋設物含む)の解体撤去																																					
4. 建築概要	<table border="0"> <tr> <td>(一号棟)</td> <td>(二号棟)</td> <td>(ｽﾌﾟﾝ室)</td> </tr> <tr> <td>RC造 地上4階建て、(24戸)</td> <td>RC造 地上4階建て、(8戸)</td> <td>CB造 地上1階建 (1戸)</td> </tr> <tr> <td>敷地面積 2,006.55 m<sup>2</sup></td> <td>敷地面積 2,006.55 m<sup>2</sup></td> <td>敷地面積 2,006.55 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>建築面積 285.12 m<sup>2</sup></td> <td>建築面積 106.51 m<sup>2</sup></td> <td>建築面積 6.00 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>延床面積 1,140.12 m<sup>2</sup></td> <td>延床面積 426.24 m<sup>2</sup></td> <td>延床面積 6.00 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>(ﾌﾞﾙｯｸｽﾄﾙｰﾑ室)</td> <td>(自転車置場) S-1造 (計4戸)</td> <td>敷地面積 2,006.55 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>建築面積 35.00 m<sup>2</sup></td> <td>延床面積 35.00 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>CB造 地上1階建て、(1戸)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>敷地面積 2,006.55 m<sup>2</sup></td> <td>敷地面積 17.50 m<sup>2</sup></td> <td>敷地面積 17.50 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>建築面積 5.45 m<sup>2</sup></td> <td>建築面積 12.50 m<sup>2</sup></td> <td>建築面積 12.50 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>延床面積 5.45 m<sup>2</sup></td> <td>延床面積 28.00 m<sup>2</sup></td> <td>延床面積 28.00 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(その他撤去対象) 外灯, 受水槽, へんげ及び日除, ｸﾞﾗｽ</td> </tr> </table>		(一号棟)	(二号棟)	(ｽﾌﾟﾝ室)	RC造 地上4階建て、(24戸)	RC造 地上4階建て、(8戸)	CB造 地上1階建 (1戸)	敷地面積 2,006.55 m <sup>2</sup>	敷地面積 2,006.55 m <sup>2</sup>	敷地面積 2,006.55 m <sup>2</sup>	建築面積 285.12 m <sup>2</sup>	建築面積 106.51 m <sup>2</sup>	建築面積 6.00 m <sup>2</sup>	延床面積 1,140.12 m <sup>2</sup>	延床面積 426.24 m <sup>2</sup>	延床面積 6.00 m <sup>2</sup>	(ﾌﾞﾙｯｸｽﾄﾙｰﾑ室)	(自転車置場) S-1造 (計4戸)	敷地面積 2,006.55 m <sup>2</sup>		建築面積 35.00 m <sup>2</sup>	延床面積 35.00 m <sup>2</sup>	CB造 地上1階建て、(1戸)			敷地面積 2,006.55 m <sup>2</sup>	敷地面積 17.50 m <sup>2</sup>	敷地面積 17.50 m <sup>2</sup>	建築面積 5.45 m <sup>2</sup>	建築面積 12.50 m <sup>2</sup>	建築面積 12.50 m <sup>2</sup>	延床面積 5.45 m <sup>2</sup>	延床面積 28.00 m <sup>2</sup>	延床面積 28.00 m <sup>2</sup>		(その他撤去対象) 外灯, 受水槽, へんげ及び日除, ｸﾞﾗｽ	
(一号棟)	(二号棟)	(ｽﾌﾟﾝ室)																																				
RC造 地上4階建て、(24戸)	RC造 地上4階建て、(8戸)	CB造 地上1階建 (1戸)																																				
敷地面積 2,006.55 m <sup>2</sup>	敷地面積 2,006.55 m <sup>2</sup>	敷地面積 2,006.55 m <sup>2</sup>																																				
建築面積 285.12 m <sup>2</sup>	建築面積 106.51 m <sup>2</sup>	建築面積 6.00 m <sup>2</sup>																																				
延床面積 1,140.12 m <sup>2</sup>	延床面積 426.24 m <sup>2</sup>	延床面積 6.00 m <sup>2</sup>																																				
(ﾌﾞﾙｯｸｽﾄﾙｰﾑ室)	(自転車置場) S-1造 (計4戸)	敷地面積 2,006.55 m <sup>2</sup>																																				
	建築面積 35.00 m <sup>2</sup>	延床面積 35.00 m <sup>2</sup>																																				
CB造 地上1階建て、(1戸)																																						
敷地面積 2,006.55 m <sup>2</sup>	敷地面積 17.50 m <sup>2</sup>	敷地面積 17.50 m <sup>2</sup>																																				
建築面積 5.45 m <sup>2</sup>	建築面積 12.50 m <sup>2</sup>	建築面積 12.50 m <sup>2</sup>																																				
延床面積 5.45 m <sup>2</sup>	延床面積 28.00 m <sup>2</sup>	延床面積 28.00 m <sup>2</sup>																																				
	(その他撤去対象) 外灯, 受水槽, へんげ及び日除, ｸﾞﾗｽ																																					

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	① 適用	(1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)」(以下「解共仕」という。)による。ただし「解共仕」に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(以下「標仕」という。)による。 (2) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (3) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。 (4) 特記事項に記載の「 」内表示番号は「解共仕」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (5) 特記事項に記載の( )内表示番号は「標仕」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (6) 「解共仕」、「標仕」に規定する事項は、受注者の責任において履行すること。
	② 適用基準等	※再生資源の利用促進に関する法律(資源有効利用促進法) ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法) ※建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) ※建設副産物適正処理推進要綱 ◎改訂版既存建築物の吹付けアスベスト粉塵飛散防止処理技術指針解説2006(日本建築センター) ○「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.10版](厚生労働省 H29年3月) ○「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針(国立研究開発法人建築研究所・日本建築仕上材工業会) ※その他各地方にて定められている条例等
	③ 提出書類	※「工事請負者事務手続要領」請負提出書類一覧による。 提出書類のうち施工計画書については監督職員と協議による。 ※工事写真 工事写真の撮り方 建築編(建設大臣官房官庁営繕部監修)【最新版】 「営繕工事写真撮影要領」による。
	④ 工事実績情報の登録(CORINS)	※適用する [1. 1. 4]
	⑤ 設計図書の優先順位	設計図書に関する優先順位は次による。 1) 質疑回答書 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 設計図面 5) 建築物解体工事共通仕様書・同解説
	⑥ 施工図等	※設備機器・配管の位置、取合い等が確認できる施工図を提出し監督職員の承諾を受ける [1. 2. 3]
	⑦ 電気保安技術者	※適用する [1. 3. 3]
	⑧ 施工条件	※現場説明書による [1. 3. 5]
	⑨ 完成図等	完成図(竣工図(既存図面修正を行う)) [1. 8. 1~3][表 1. 8. 1] ※作成する 製本作成部数は現場説明事項による 保安に関する資料 ・作成する 作成部数は現場説明事項による C A Dデータによる提出 ※行う ・行わない
	⑩ 損害賠償	解体工事により、受注者の責に帰すべき損害が生じた場合、受注者はその損害を賠償すること。
	⑪ 官公署手続	工事施工にあたっては、建築基準法、騒音規制法、公害防止条例、労働基準法、安全衛生労働生規則、消防法、電気設備技術基準その他関係法令を遵守し、工事に伴う諸手続きは、受注者が責任を持って遅滞なく行うこと。 工事完成までに必要な官庁等への諸届等は、労務・費用共受注者の負担とする。
	⑫ 現場管理	工事現場の労働者、その他の出入りの管理、風紀衛生の取り締まり並びに火災、盗難その他の事故防止について留意すること。
	⑬ 安全対策	工事施工に際し、危害防止、災害防止等については充分配慮し、適切な措置を講ずること。 通行人等公衆に危害・迷惑を及ぼすことのないよう特に車両の出入りについては十分留意し、警察署・道路管理者等と協議の上、交通整理員を配置する等、保安上万全を期すること。 工事施工中、万一事故が発生した場合は、所要の措置を講ずると共に事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、速やかに監督員に報告すること。
	⑭ 資材運搬等	受注者は廃棄物等の運搬に際しては、通行人の安全と一般車両の交通確保に十分留意し、道路交通法その他関係法令に従い、過積載等のないようにしなければならない。工事用進入路及び周辺道路においては、警察署道路管理者の指示に従い、現場内の仮設道路においては受注者の責任において通行路の維持管理及び復旧を行う。

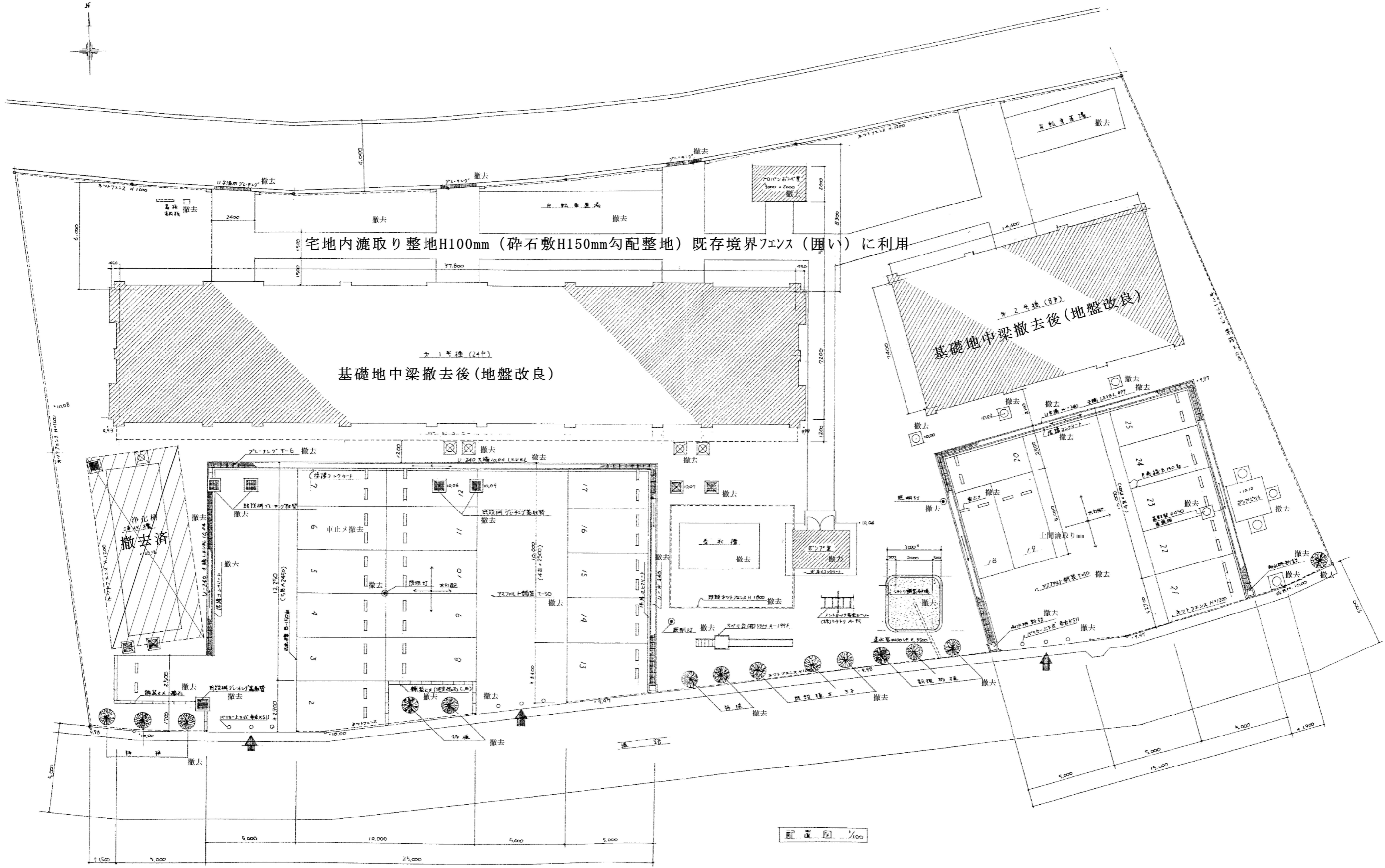
章	項目	特記事項
① 一般共通事項	⑮ 道路復旧等	本工事の資材搬入のために使用する道路において、工事中他の車両の通行あるいは歩行に支障のないよう常に留意すること。なお道路等に損害を与えた場合は、その都度直ちに監督員と協議し、復旧するものとする。 それに要した費用はすべて受注者において負担するものとする。
	⑯ 工事現場の安全管理	大型施工機械を使用する場合には、転倒防止等の安全対策に特に留意し、覆工板等の必要な措置を行うこと。
	⑰ 公害防止等	騒音、振動、粉塵等の公害防止については、万全の対策を施し、近隣に対して、工事状況を周知させる等、密接に対応して協力を得られるようにすること。 現場内には窓口責任者(現場代理人が兼務も可)を常駐させ苦情・要望等に関しては迅速に誠意ある処置を講ずること。
	⑰ 事前説明	工事着手前に、近隣住民に対し工事の概要等に関する説明を行うこと。 解体工事施工計画書を速やかに監督員に提出し、承諾を受けた後、近隣住民等に対し説明会又は戸別に説明を行うこと。 説明に際しては、解体工法・公害防止対策・道路使用計画・安全対策・作業時間及び万一の場合の補償等について行い、関係住民等から合意と協力が得られるよう努めること。
	⑰ 供給施設の処理	本工事施工に際し、給水管、ガス管、電気引込み線の閉栓及び断線等、事前協議を行うこと。電気・水道・ガス等の設備については、解体撤去及びバルブ止めとする。
	⑰ 工法の記載のない材料	特記仕様書及び共通仕様書に工法が記載されていない材料は、製造所施工業者の標準仕様により施工すること。
	⑰ 報告	受注者は、工事の進捗、材料の搬入、天候等の状況を現場日誌に記入し、工事写真等を添付し、監督員に随時報告すること。 解体材・産業廃棄物の報告はマニフェストシステムを採用し、処分地への搬入日時・処分地の写真等を報告書にまとめて監督員に提出すること。
	⑰ 発生材の処理等	発注者に引渡しを要するもの( ) 再利用及び再生資源化を図るもの(・受注者の分別解体計画による) 1) 取壊しガラ(コンクリート、材木等)は各々所定の場所に分別集積し、順次場外に搬出すること。 2) 設備機器類等は全て場外処分とし、現場内での焼却、埋込み等は禁止する。 3) 建設副産物の発生抑制、再資源化の促進及び適正処分に留意して解体を行うこと。 4) 処理材は下記により、処置した上処理場に搬入すること。 1. コンクリートガラとアスファルトガラは混入しない。 2. ガラの大きさは15cm角程度以内とする。 3. 粘土・土・煉瓦・ホクス・ゴミは混ぜない。 4. 鉄筋・メッシュ等はひげにならないように切断する。 5) コンクリートガラを収集し、再生処理工場へ搬出、再生砕石として有効利用する。 6) ガラスを収集し、リサイクル可能なものと産廃処理するものに分類し、リサイクル用ガラスをリサイクル処理工場へ搬出する。 7) 産業廃棄物は、産業廃棄物処分場へ搬出、適正処理する。
	⑰ 特別管理産業廃棄物	処理方法：許可を得た最終処分場で埋立処分 P C Bを含む機器類 処理方法：監督職員の指示した場所に保管 P C B含有シーリング材 処理方法：監督職員の指示した場所に保管 廃油 処理方法：許可を受けた専門処理業者にて回収 廃酸・廃アルカリ 処理方法：許可を受けた専門処理業者にて回収
	⑰ 特殊な廃棄物	処理方法：許可を受けた専門処理業者にて回収 フロンガス 処理方法：許可を受けた専門処理業者にて回収 蛍光灯・水銀ランプ 処理方法：許可を受けた専門処理業者にて回収
	⑰ 場外に搬出する発生材については、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等によるほか、副産物処理要綱に従い適切に処理する。	
	⑰ 図面のうち現況を表現しているものは、あくまで参考図とする。 なお、現況を示す図面と現況に差異がある場合は監督員の指示による。	

分類	許可申請・届出	届出先	提出時期	関係法令	備考
建物	建築物除去届	市区町村→都道府県	解体前	建築基準法第15条	10mを超える建物
仮設物	工事用仮設物概要報告書	市区町村	使用開始7日前	建築基準法第85条	
道	道路占用許可申請	道路管理者	使用30~40日前	道路法第32条	
	道路自費工事許可申請	道路管理者	使用25~40日前	道路法第24条	
	特殊車両通行許可申請	道路管理者	使用20~30日前	道路法第47条	
	道路使用許可申請	警察署	使用3~7日前	道路交通法第77条	
路	通行禁止道路通行許可申請	警察署	使用3~7日前	道路交通法第8条	
	建設リサイクル法通知書	市区町村	開始7日前	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	解体建物 延床面積80㎡以上
	特定施設設置届	市区町村	開始30日前	騒音規制法第6条 振動規制法第6条	
環	特定建設作業実施届	市区町村	開始7日前	騒音規制法第6条 振動規制法第6条	騒音85F・ｼﾊﾞﾙ振動75F・ｼﾊﾞﾙ規制基準を超える時は騒音・振動の防止措置を講じる事
	特定工作物解体等工事実施届	市区町村	開始7日前	環境の保全と創造に関する条例	【ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材料が使用され、かつ解体する部分の床面積の合計が80㎡以上である建築物の解体工事】 ・延床面積1,000㎡以上 受注者⇒環境保全課(⇒県民局へ送付) ・延床面積80㎡以上1,000㎡未満 受注者⇒建築指導課(⇒県民局へ送付)  【ｱｽﾍﾞｽﾄの使用がない建築物の解体でも、解体する部分の床面積の合計が1,000㎡以上である建築物の解体工事】 ・延床面積1,000㎡以上 受注者⇒環境保全課(⇒県民局へ送付)
掘削	沿道掘削届	道路管理者	開始30~40日前	道路法第44条	沿道区域内
	河川護岸裏掘削届	河川管理者	開始30日前	河川法第55条	河川保全区域内
	各種近接工事協議書	近接物管理者	開始約30日前	指導事項	J R等
	工事中の消防計画届	消防署	遅延なく	消防法第8条の2	共用建物の解体
消防	危険物貯蔵取扱許可申請	消防署	開始15日前	消防法第10条	10日以内の貯蔵
	圧縮ｱｾﾞﾝｶﾞｽ貯蔵取扱	消防署	2~3日前	消防法第9条の2	40kgf以上
電気	臨時電力電灯申込	電力会社	使用30日前	電気事業法第70条	50kw未満
	自家用電気使用申込	電力会社	使用40日前	電気事業法第70条	50kw以上
給排水	敷地内旧水道撤去届	水道局	7~10日前	条 例	
	給水装置新設工事申込書	水道局	15~30日前	条 例	
	下水道一時使用報告書	水道局	7日前	条 例	
	適用事業報告書	労働基準監督署	遅延なく	労働基準法第8条	
安全衛生	特定元方事業開始報告	労働基準監督署	開始7日前	安衛則第664条	
	建設工事計画届	労働基準監督署	開始14日前	労働安全衛生法第88条	31m超の建物
	建設機械等設置移転届	労働基準監督署	開始30日前	労働安全衛生法第88条	足場(60日以上)
	クレーン設置報告	労働基準監督署	あらかじめ	ｸｰﾝ等安全規則11条	3tf未満
	クレーン設置届	労働基準監督署	設置開始30日前	労働安全衛生法第88条	3tf以上
	事故報告書	労働基準監督署	遅延なく	安衛則第96条	
	火災類	火災類譲受許可申請書	都道府県	30日前	火災類取締法第17条
	火災類消費許可申請	都道府県	30日前	火災類取締法第25条	
	取扱保安責任者選任届	都道府県	30日前	火災類取締法第30条	
アスベスト	アスベスト使用建築物に係る事前調査報告書	市区町村	着工前	条 例	
	アスベスト除去工事計画書	労働基準監督署	開始14日前	労働安全衛生法第88条 安衛則第90条	[注]4.
	作業届	労働基準監督署	あらかじめ	石綿障害予防規則 第5条	
	特定粉じん排出等作業実施届	都道府県	開始14日前 ※足場設置14日前	大気汚染防止法 第18条の15 環境の保全と創造に関する条例	※：外壁石綿含有塗膜除去の場合
	特定粉じん排出等作業完了報告書	都道府県	作業完了7日以内		
	ｱｽﾍﾞｽﾄ使用建築物に係る解体撤去工事完了報告書	市区町村	完了後	条 例	

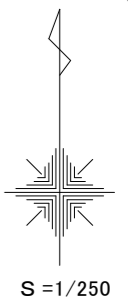
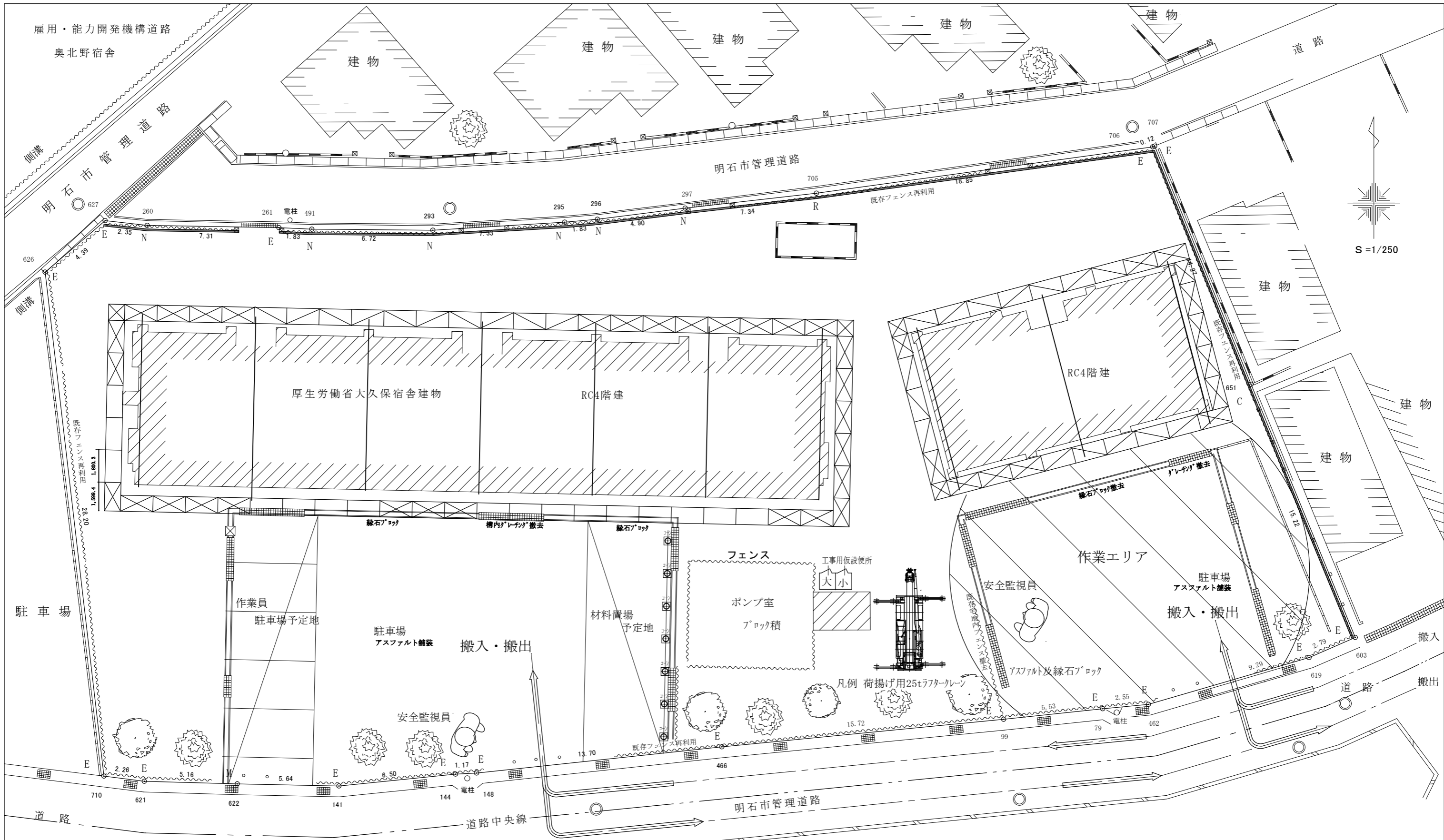








件名	大久保宿舎解体工事	図番	A-05
図名	配置案内図	尺度	S=1/100
兵庫労働局 総務部 総務課		令和6年12月	



用地実測図・用地平面図 S=1/200

1189-1

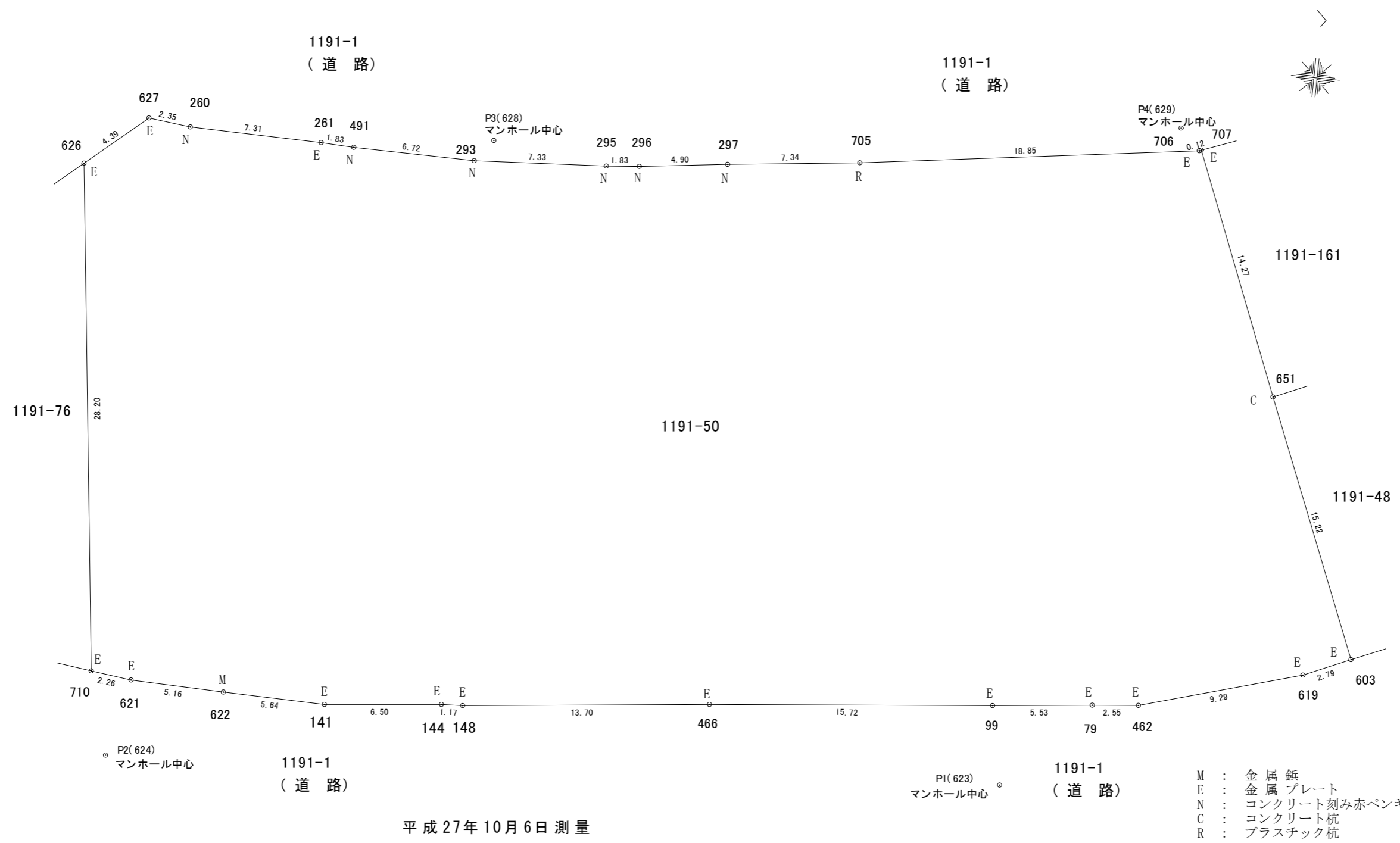
下ケ池

- E : 金属プレート
- N : コンクリート刻み赤ペンキ
- C : コンクリート杭
- R : プラスチック杭

- 1 仮設事務所、仮設便所等の工事用施設を設ける場合又は場所については監督職員と協議の上決定すること。
- 2 工事期間中は必ず警備員を配置し、職員、歩行者、通行車両等の安全に努めること。(1名以上) 足場(組立・撤去)重機の搬入出時などの危険作業を行う時は、安全監視員を配置すること。
- 3 請負者は各庁舎の外構部に設置及び埋設している、既存浄化槽(貯水塔)・その他機器及び給水メーター、電気設備の調査・現況を十分把握し申請手続後着手すること。
- 4 仮設足場及び囲い(鋼製パネル、鋼製パネル・単管建柱組及び防音シート等)については、労働安全衛生法等関係法令に適合するものとし、仮設計画・仮囲い等を参考とすること。
- 5 新設境界杭周辺の土留撤去については十分注意をし保存状態を保ち工事に支障及び障害がある場合は、監督職員と十分な打合せを行い対応すること。
- 6 工事着手前に現況を十分把握の上近隣対策には監督職員と十分打合せを行い対応すること。
- 7 本工事の施工に際して近隣より苦情のあった場合は請負者にて処理すること。

鋼製パネル H3.000を示す。

件名	大久保宿舎解体工事	図番	A-06
図名	1・2号棟 共通 仮設計画図	尺度	S=1/100
兵庫労働局 総務部 総務課			令和6年12月



平成 27 年 10 月 6 日 測量

件名	大久保 宿舎解体工事	図番	A-07
図名	1・2号棟 共通 地積測量図	尺度	S=1/100
兵庫労働局 総務部 総務課			令和 6 年 1 2 月

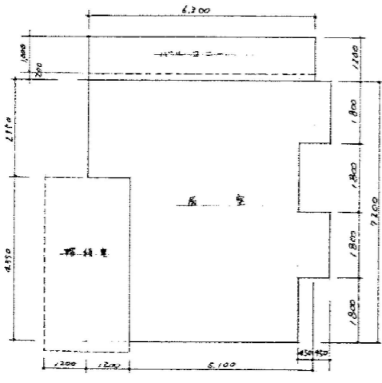
内外仕上表

基礎	土保	床	屋根	備
鉄筋コンクリート造 概 算 250 長さ 6000	鉄筋コンクリート構造 土保 一部不造	鉄筋コンクリート造 一部不造、一部コンクリート 一部不造、一部コンクリート	鉄筋コンクリート造、 アスファルト舗装防水	ALC造、鉄筋コンクリート造 防水コンクリート工、工断コンクリート工 一部不造、一部コンクリート造 VP 一部不造、一部コンクリート造 VP

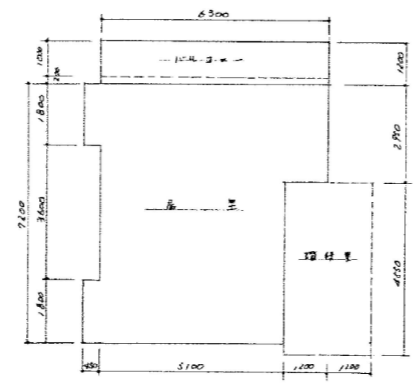
階	壁	床	柱	天井	窓	備
エレベーター室	H.500 ・エレベーター室の上下の壁に防水 ・エレベーター室の上下の壁に防水	・エレベーター室の上下の壁に防水 ・エレベーター室の上下の壁に防水 ・エレベーター室の上下の壁に防水	鉄筋コンクリート造 一部不造、一部コンクリート 一部不造、一部コンクリート	ALC造 一部不造、一部コンクリート 一部不造、一部コンクリート	・エレベーター室の上下の壁に防水 ・エレベーター室の上下の壁に防水 ・エレベーター室の上下の壁に防水	上層床下床に鋼製 ALC造、一部不造、一部コンクリート 一部不造、一部コンクリート

階名	仕上り	床		柱		天井		窓		不燃性	備
		仕上り	構造	仕上り	構造	仕上り	構造	仕上り	構造		
階段	不造										階段：鉄筋コンクリート造 一部不造、一部コンクリート 一部不造、一部コンクリート
	R.C造	鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造			
長	不造										長：ALC造 一部不造、一部コンクリート 一部不造、一部コンクリート
	R.C造	鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造			
浴室・便所	不造										浴室・便所：ALC造 一部不造、一部コンクリート 一部不造、一部コンクリート
	R.C造	鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造			
居室	不造										居室：ALC造 一部不造、一部コンクリート 一部不造、一部コンクリート
	R.C造	鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造			
廊下	不造										廊下：ALC造 一部不造、一部コンクリート 一部不造、一部コンクリート
	R.C造	鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造			
玄関	不造										玄関：ALC造 一部不造、一部コンクリート 一部不造、一部コンクリート
	R.C造	鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造			

注) 1. 仕上り材料 OP: 珪藻土仕上り VP: 合板仕上り  
2. 構造部材 R.C: 鉄筋コンクリート造  
3. 右記仕上り材料は、下地材、厚さ、単位は、1㎡あたり  
4. 建築費は、1㎡あたり



床面積  
 $(27 \times 4.1) + (12.5 \times 1.7) = 40.26$   
 $4.3 \times 4.2 = 18.06$   
 $4.1 \times 2.2 = 9.02$   
 計:  $67.34 \text{ m}^2$   
 床下:  $28.85$   
 $96.19 \text{ m}^2$

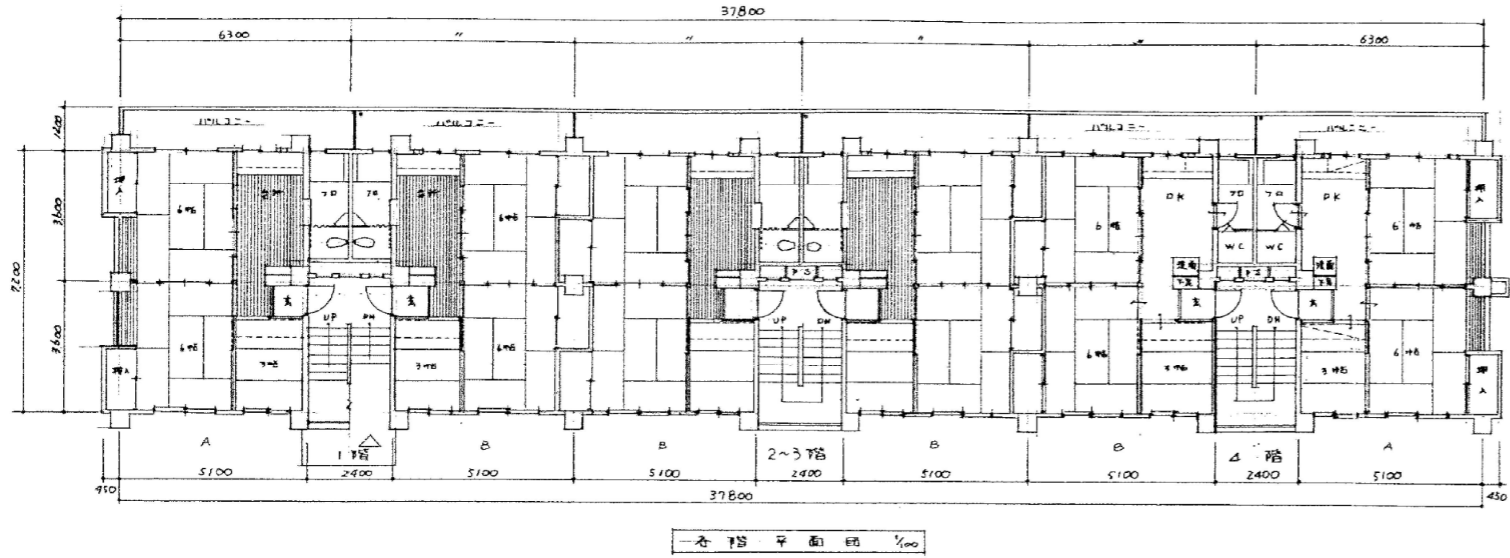


床面積  
 $(27 \times 5.1) + (12.5 \times 1.7) + (12.5 \times 1.7) = 41.85$   
 $4.3 \times 4.2 = 18.06$   
 $4.1 \times 2.2 = 9.02$   
 計:  $68.93 \text{ m}^2$   
 床下:  $28.85$   
 $97.78 \text{ m}^2$

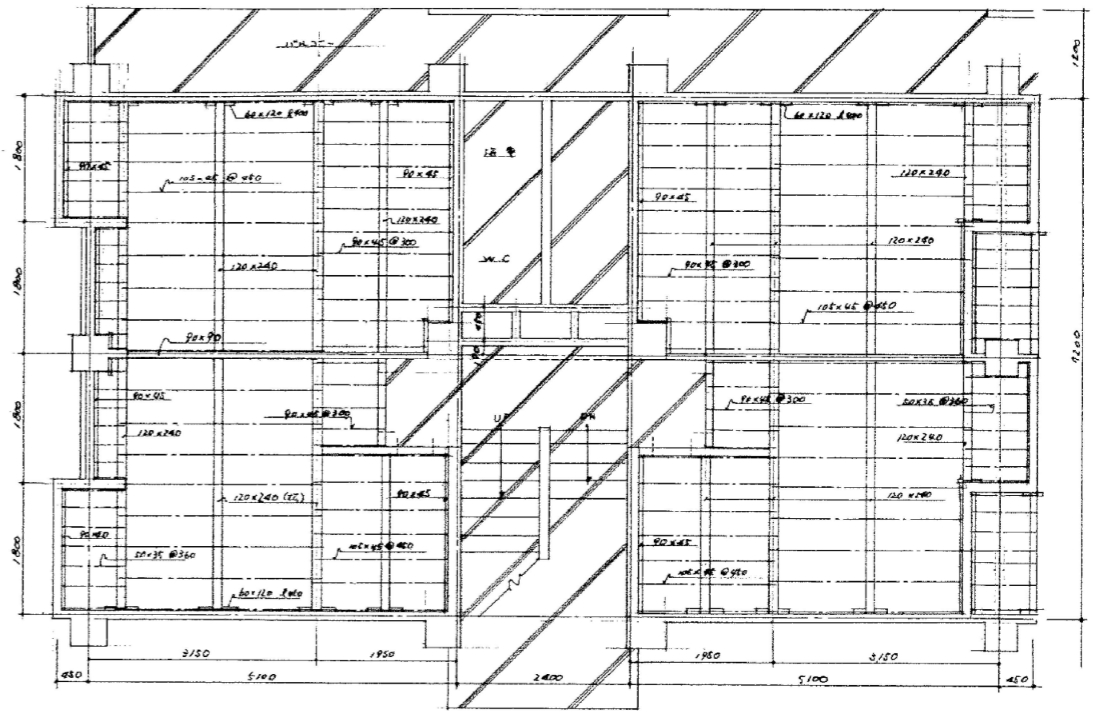
建築面積  $(32.8 \times 7.2) + (3.6 \times 4.1 \times 2) + (32.8 \times 4.2) = 282.96 \text{ m}^2$

階数	居室部	共用部	計
1階	24.2	22.76	46.96
2階	24.2	22.76	46.96
3階	24.2	22.76	46.96
4階	24.2	22.76	46.96
計	96.8	91.28	188.08

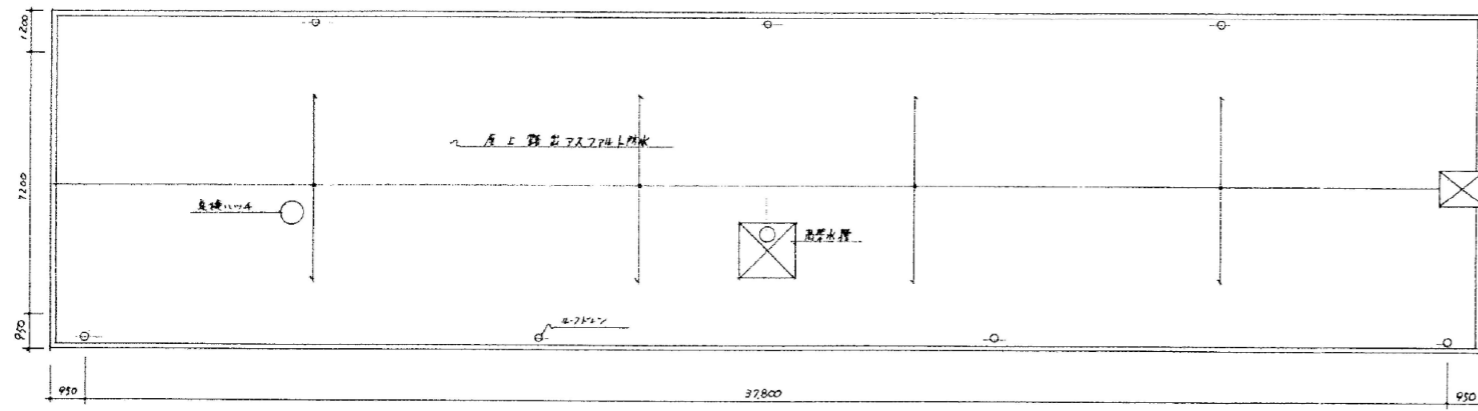
名称	面積	計
浴室	6.0	6.0
洗面所	6.0	6.0
計	12.0	12.0
合計	100.8	100.8



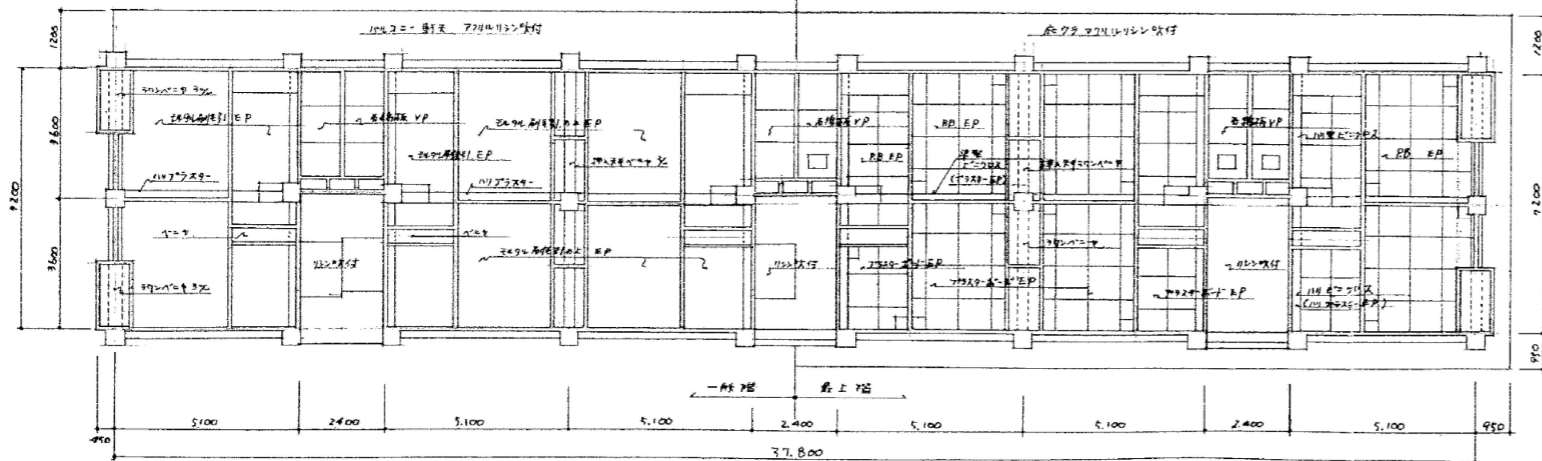
1階平面図 1/100



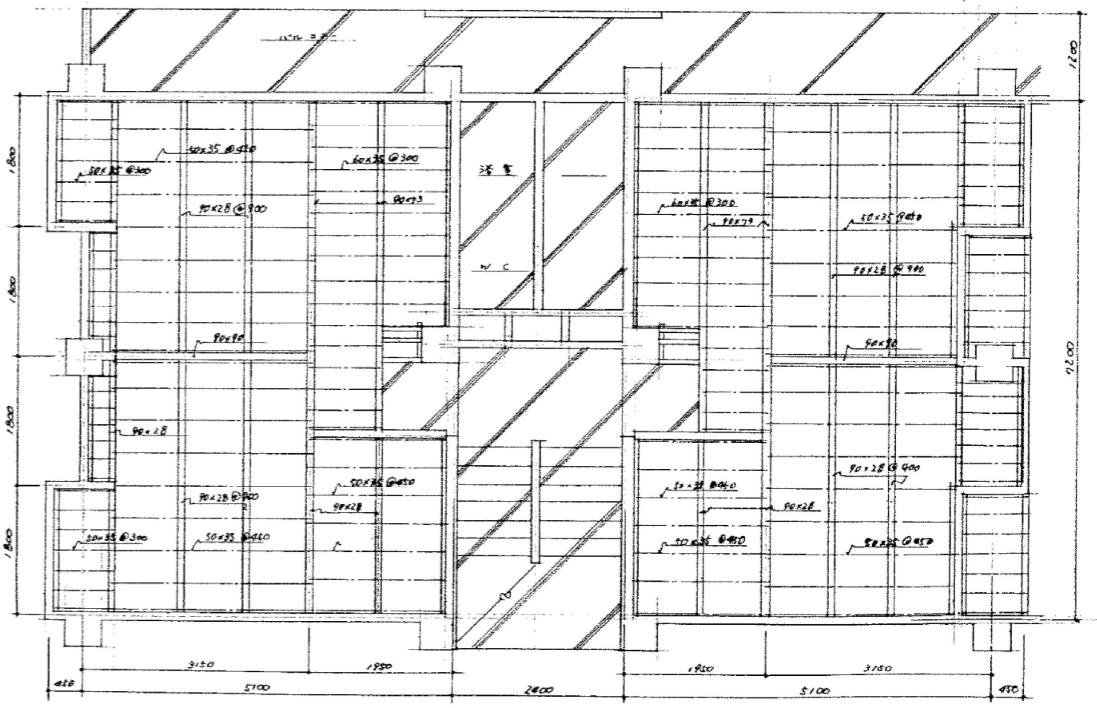
1階床伏図 1/100



2階床伏図 1/100

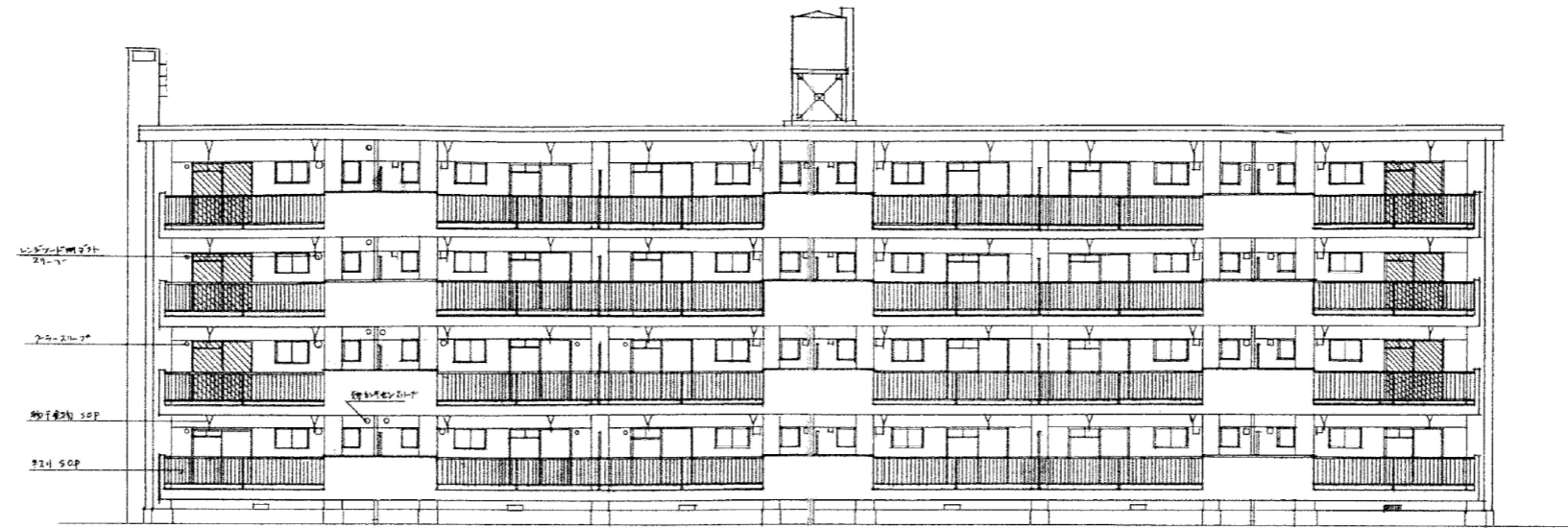


2階天井伏図 1/100



2~4階床伏図 1/100

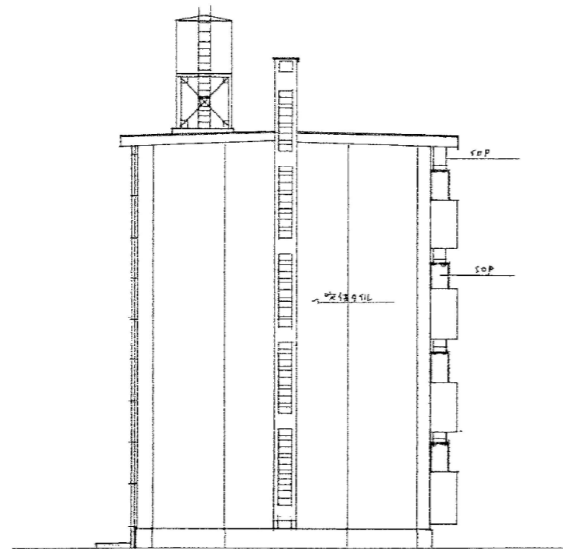
件名	大久保宿舎解体工事	図番	A-09
図名	1号棟 各階平面図、天井伏図、床伏図	尺度	S=1/100 S=1/50
兵庫労働局 総務部 総務課		令和6年12月	



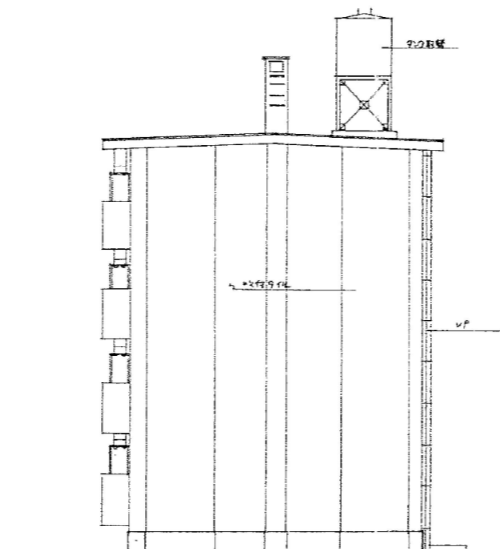
東・南立面図 1/100



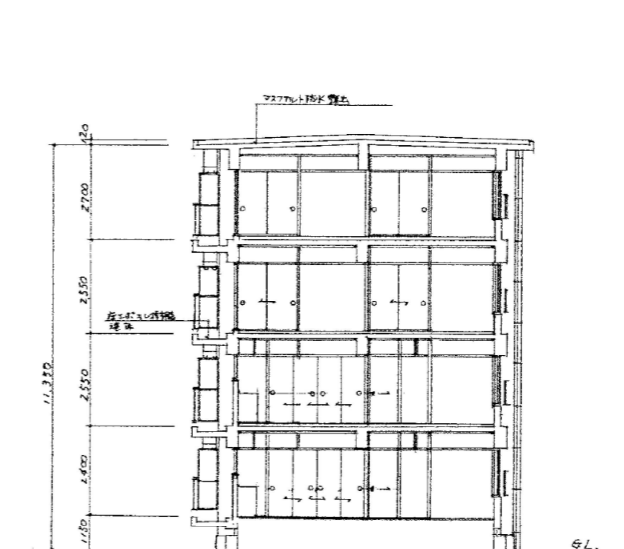
北立面図 1/100



西立面図 1/100

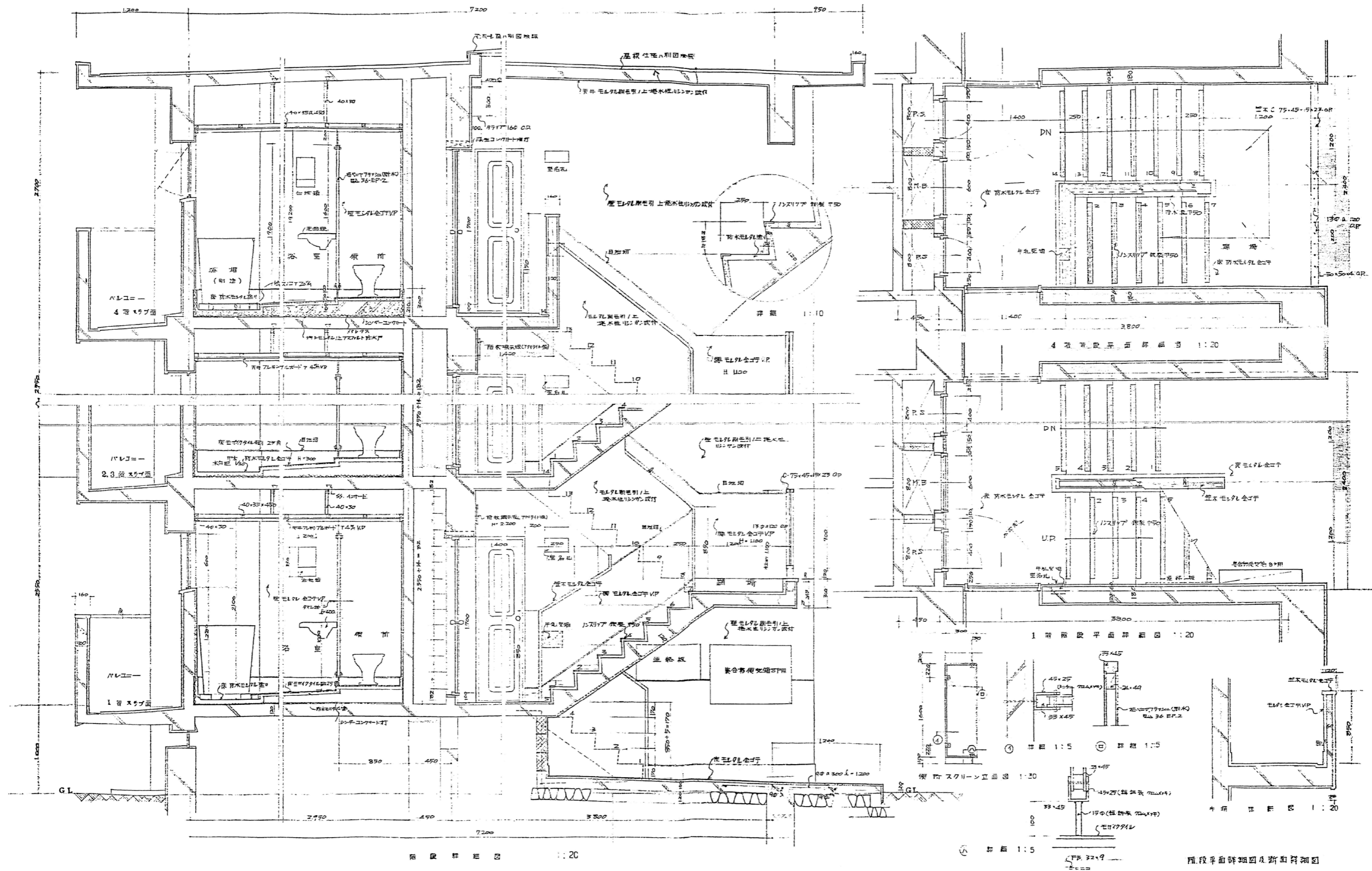


東立面図 1/100

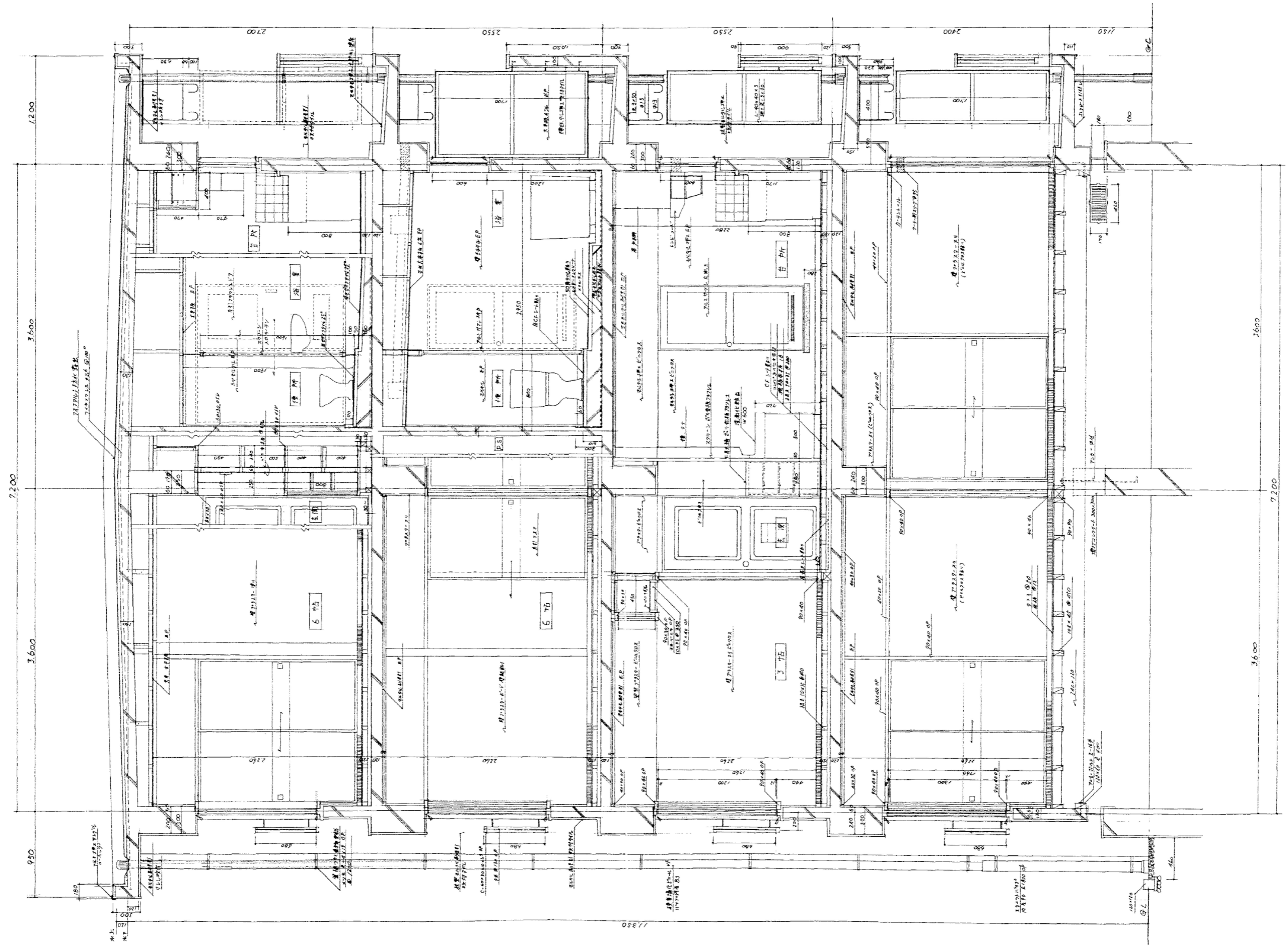


断面図 1/100

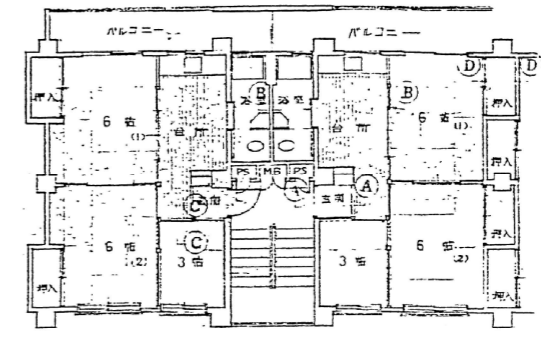
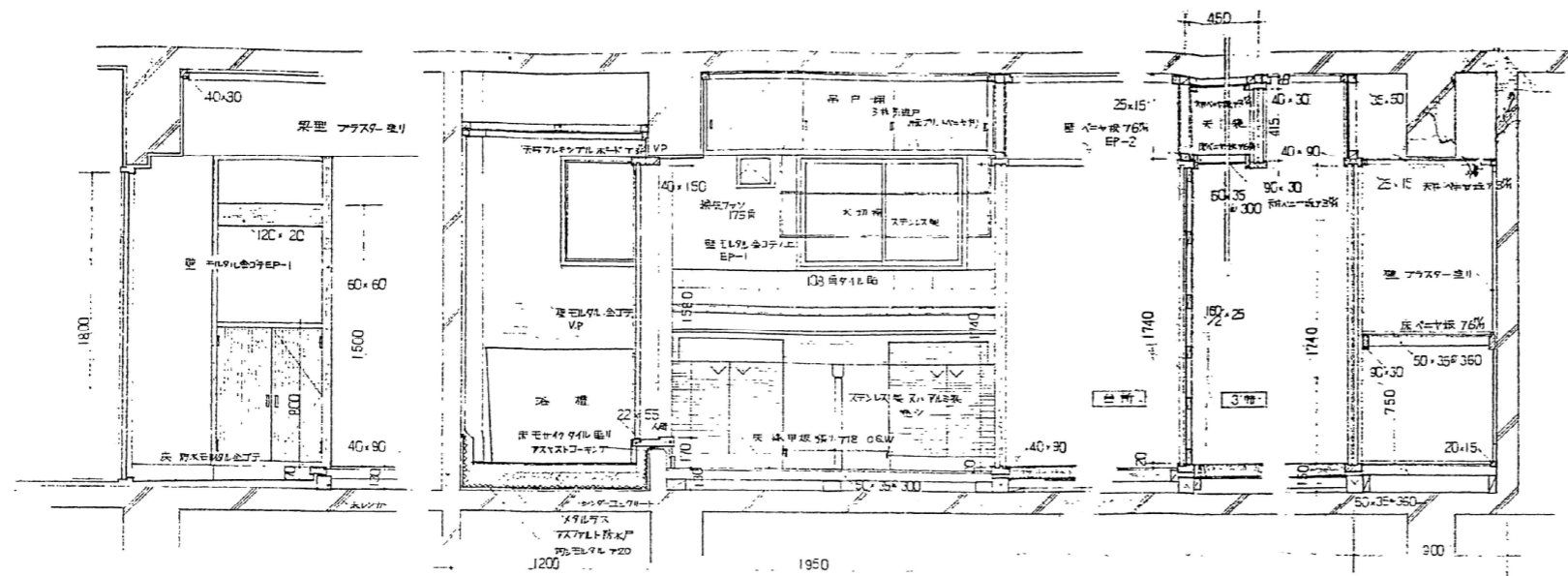
件名	大久保宿舎解体工事 1号棟	図番	A-10
図名	東・西・南立面図、断面図	尺度	S=1/100
兵庫労働局 総務部 総務課			令和6年12月



件名	大久保宿舍解体工事	図番	A-11
図名	1号棟 階段平面及断面詳細図	尺度	S-1/20
兵庫労働局 総務部 総務課		令和6年12月	

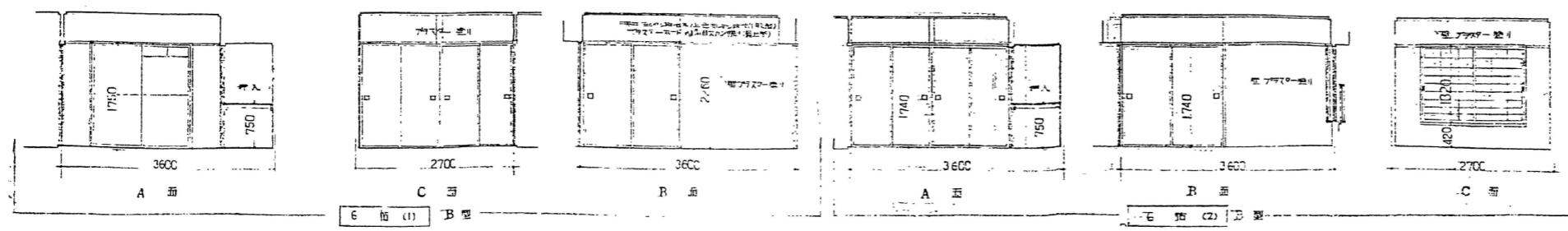
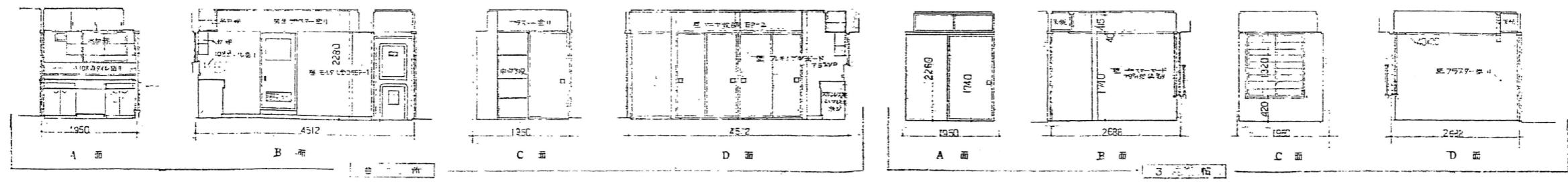
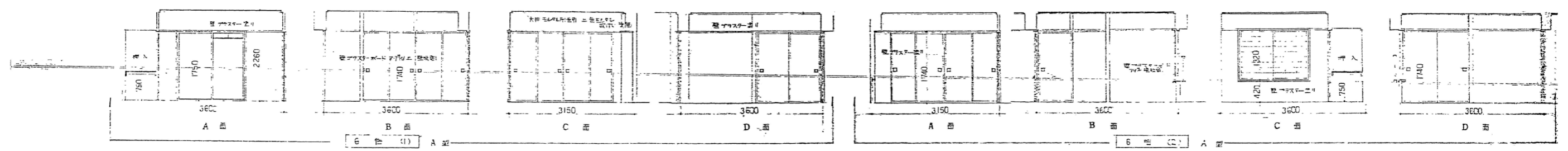


件名	大久保宿舍解体工事	図番	A-12
図名	1号棟 矩計図	尺度	S=1/20
兵庫労働局 総務部 総務課		令和6年12月	



KEY PLAN 1:100

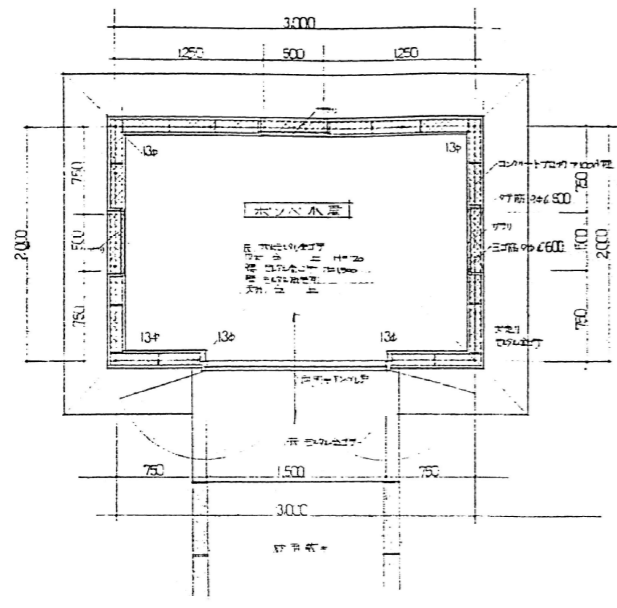
①~① 詳細図 1:20 ②~② 詳細図 1:20 ③~③ 詳細図 1:20 ④~④ 詳細図 1:20



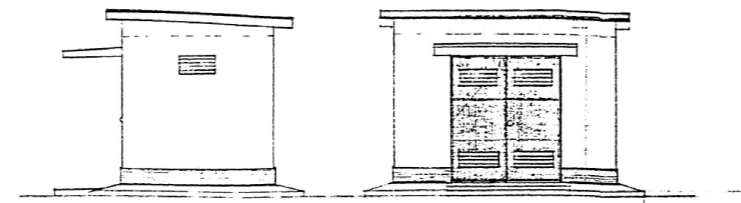
各 昇 降 図 1:50

件名	大久保宿舎解体工事	図番	A-13
図名	1号棟 各部詳細図、展開図	尺度	S=1/50
兵庫労働局 総務部 総務課		令和6年12月	

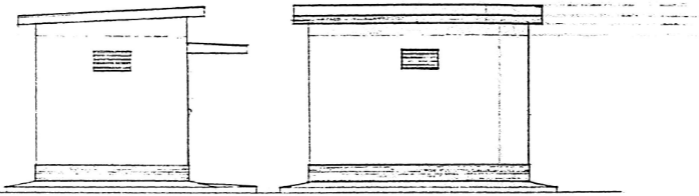




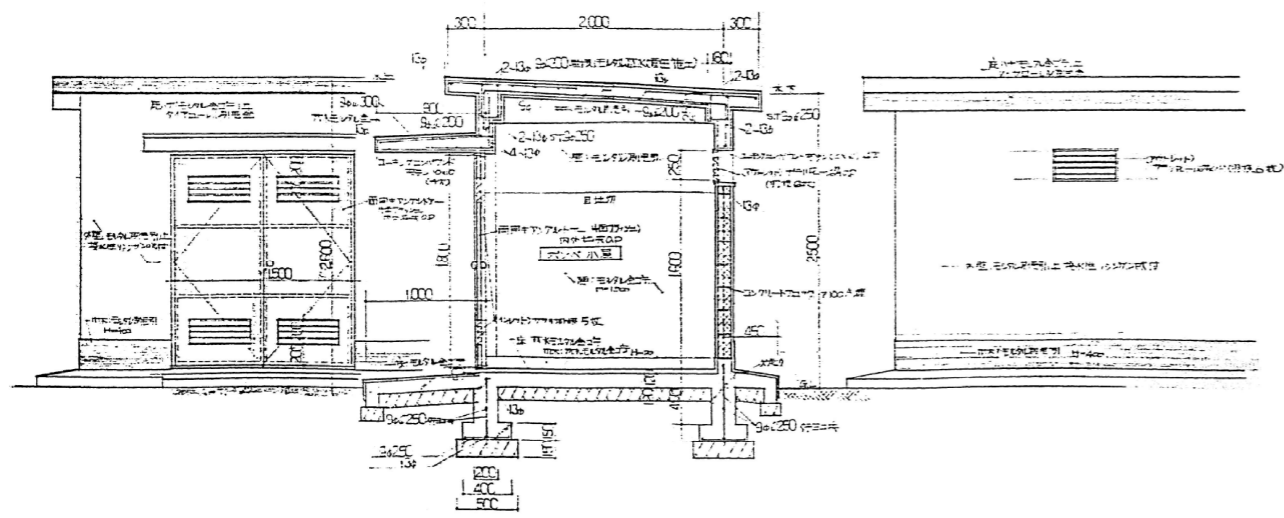
ボンプ小屋 平面詳細図 1:30



正面立面図 1:50 側面立面図 1:50

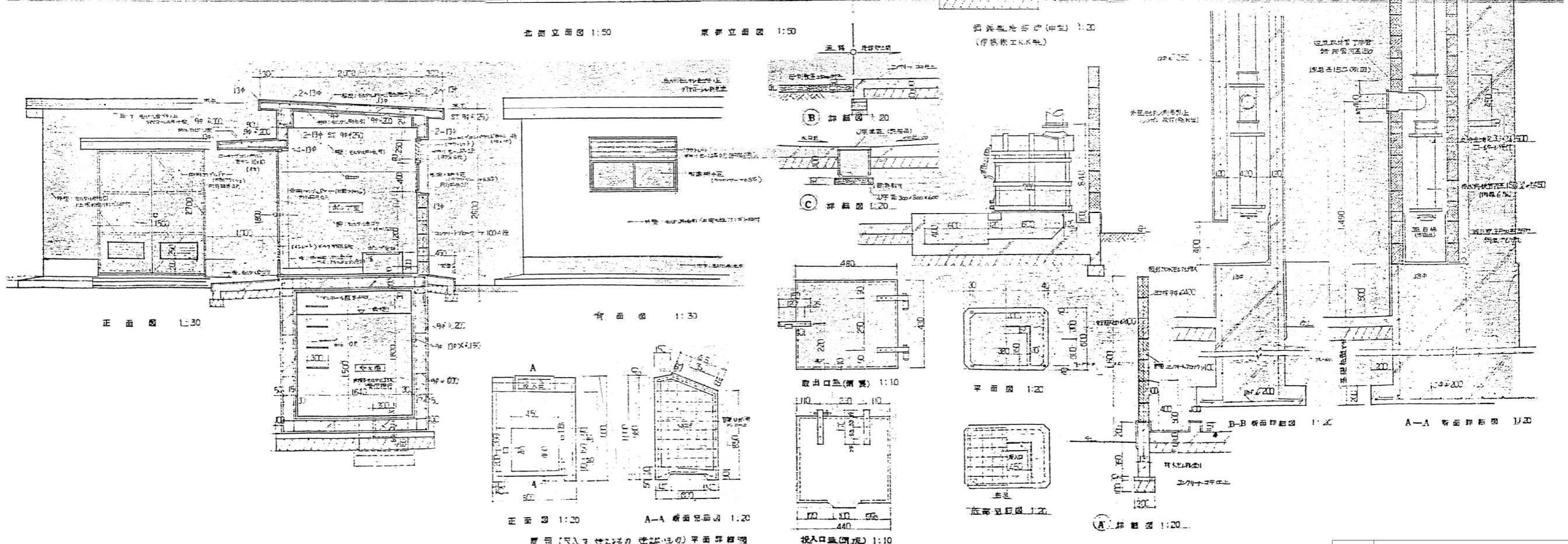
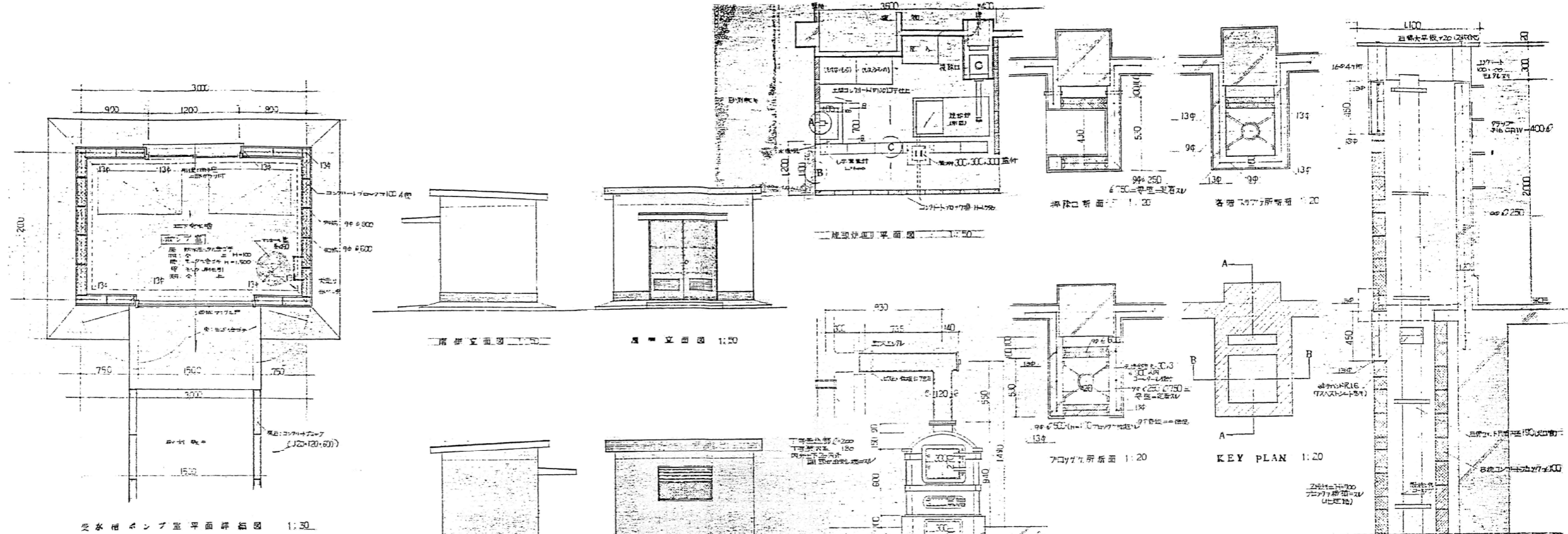


背面立面図 1:50 背面立面図 1:50

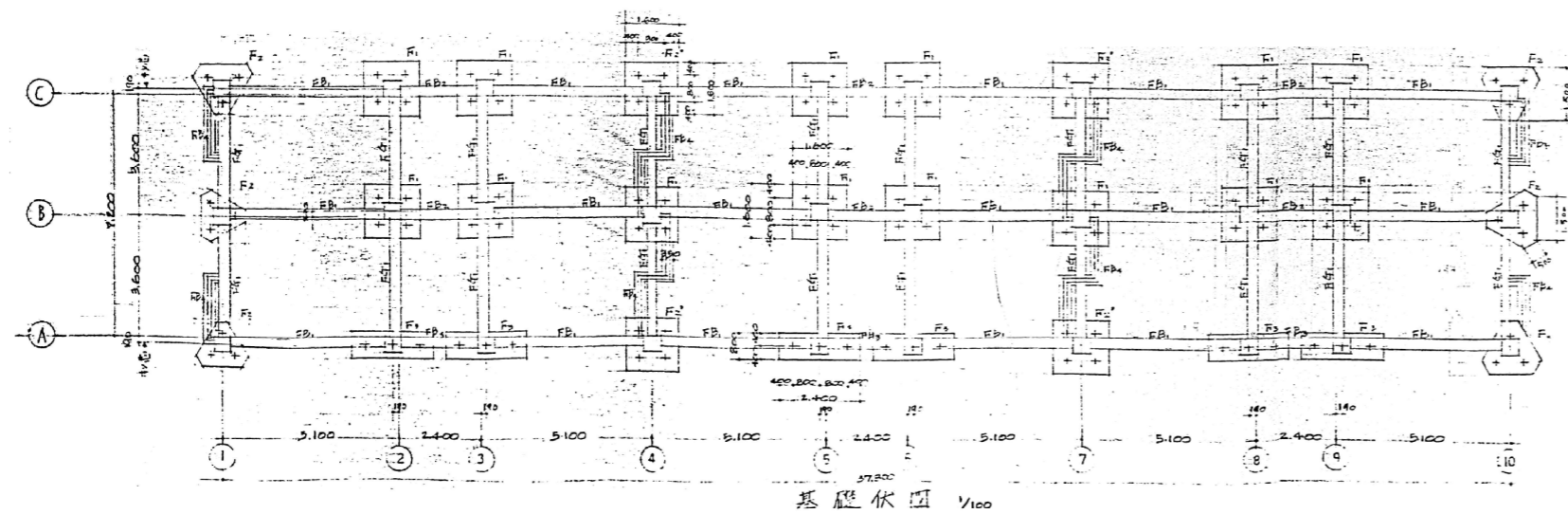
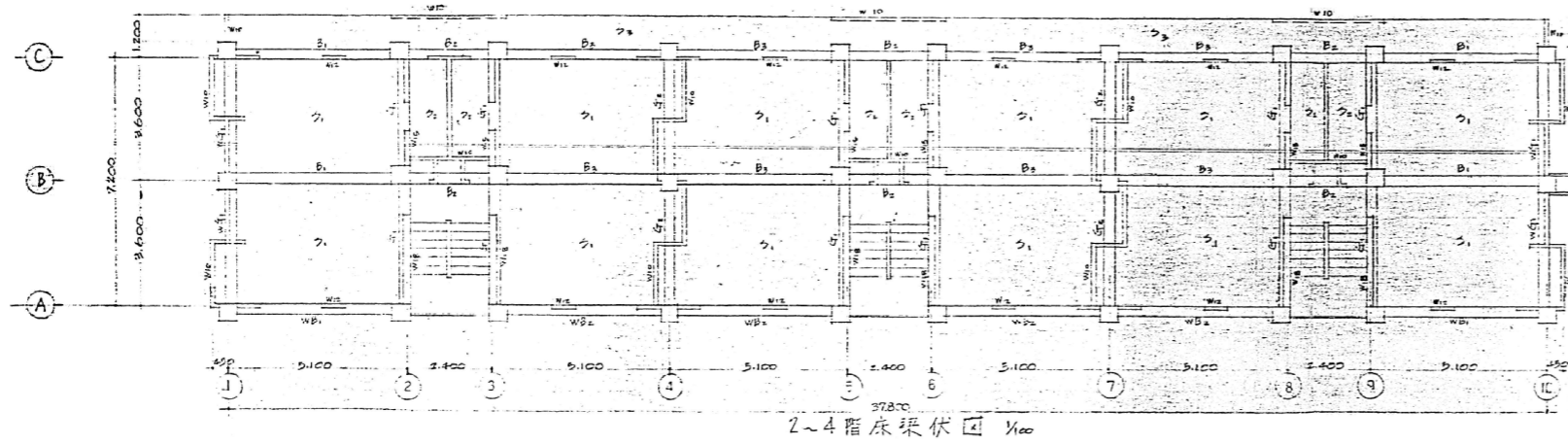
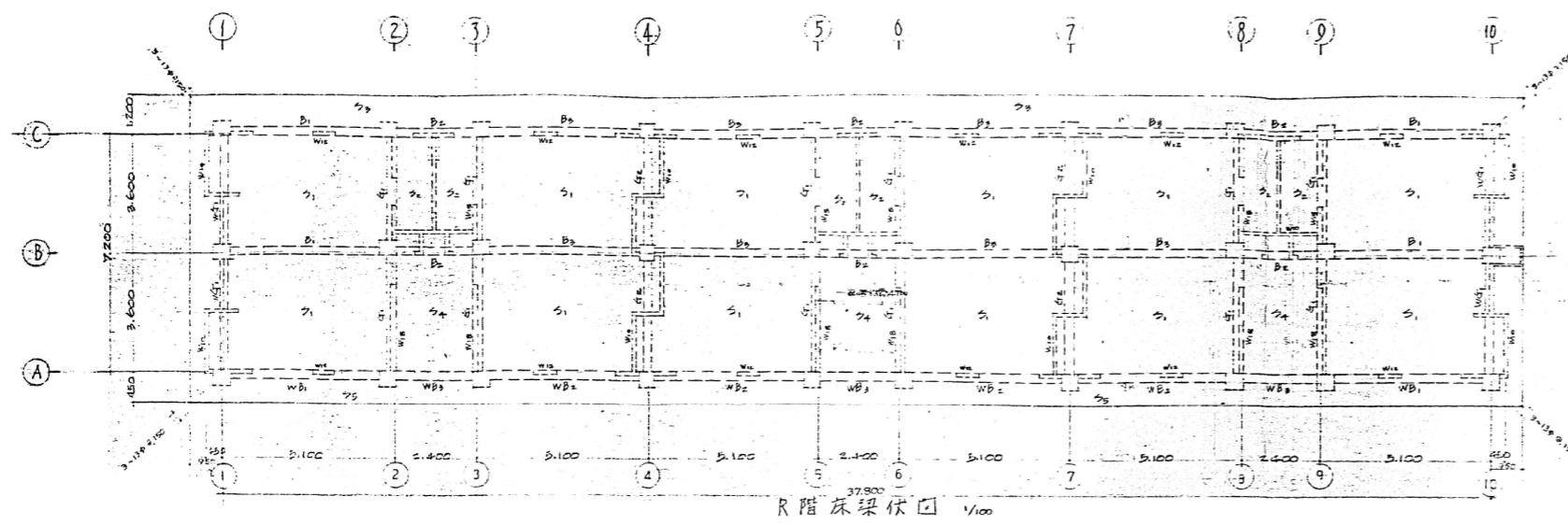


正面図 1:50 断面詳細図 1:30 背面図 1:30

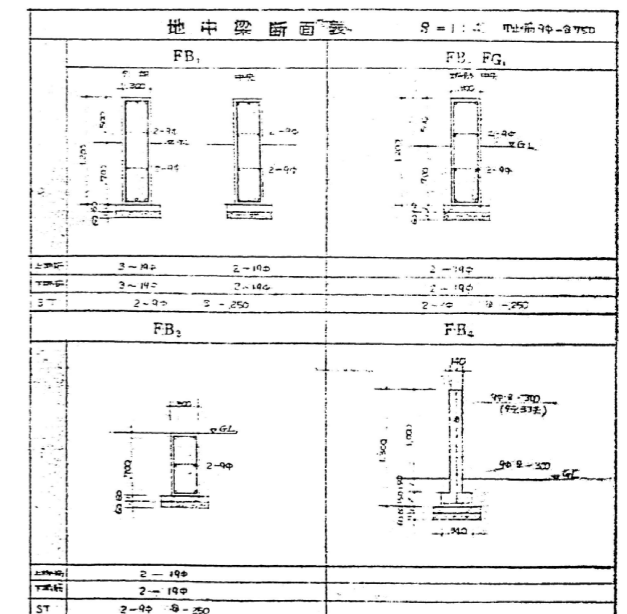
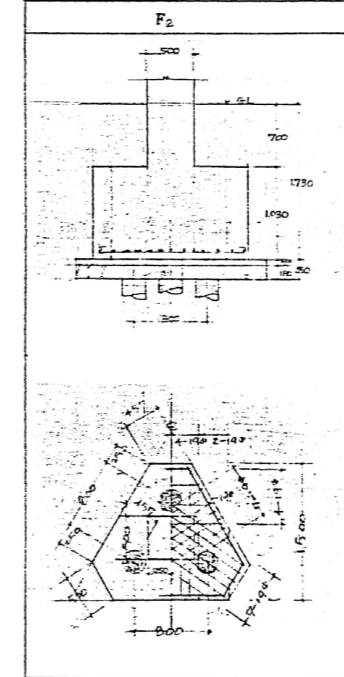
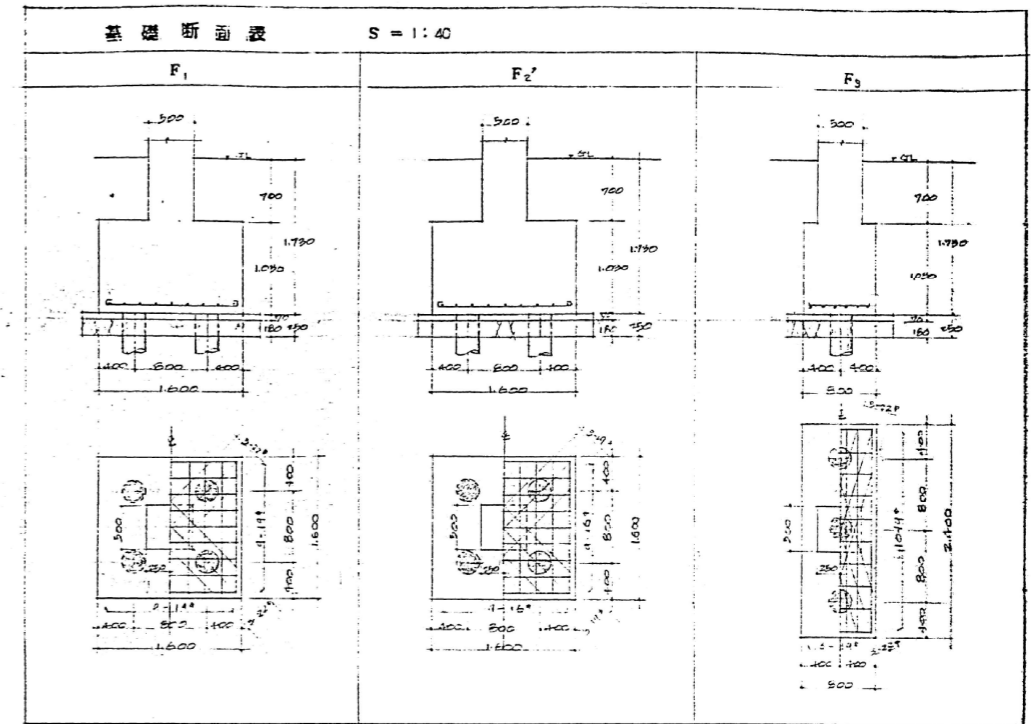
件名	大久保宿舎解体工事	図番	A-15
図名	1号棟	尺度	S=1/30
	ボンプ庫・平面・立面・詳細断面図	尺度	S=1/50
兵庫労働局 総務部 総務課			令和6年12月



件名	大久保宿舍解体工事	図番	A-16
図名	1号棟 受水槽、ポンプ室、焼却炉廻り、ソケット舗装	尺度	S-1/30 S-1/50
兵庫労働局 総務部 総務課		令和6年12月	



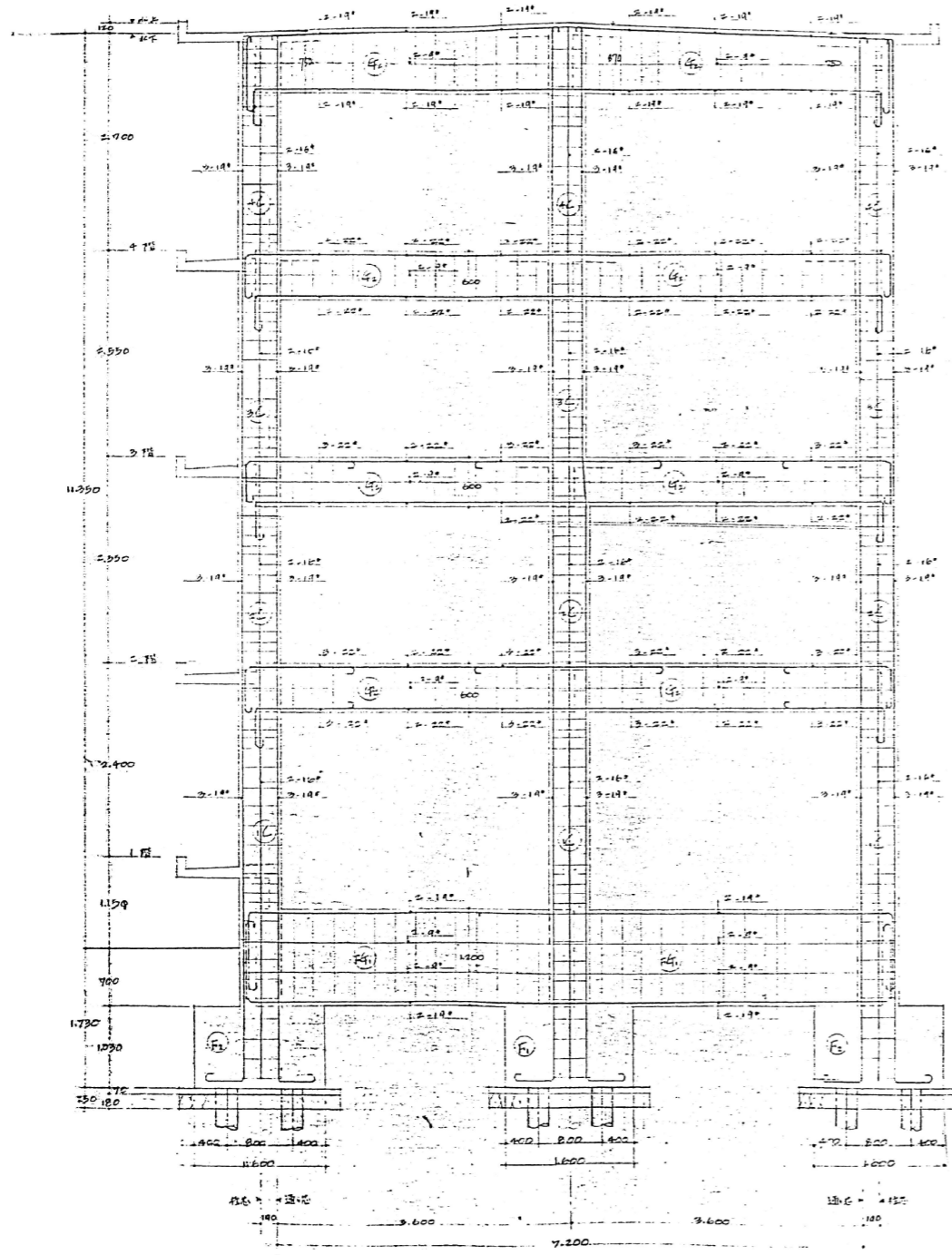
柱、コンクリートパイル等必要部材60本数=108本  
 祝附力 30% (54本)



件名	大久保宿舍解体工事 1号棟	図番	A-17
図名	床梁伏、基礎伏、地中梁リスト図	尺度	S=1/40 S=1/100
兵庫労働局 総務部 総務課		令和6年12月	

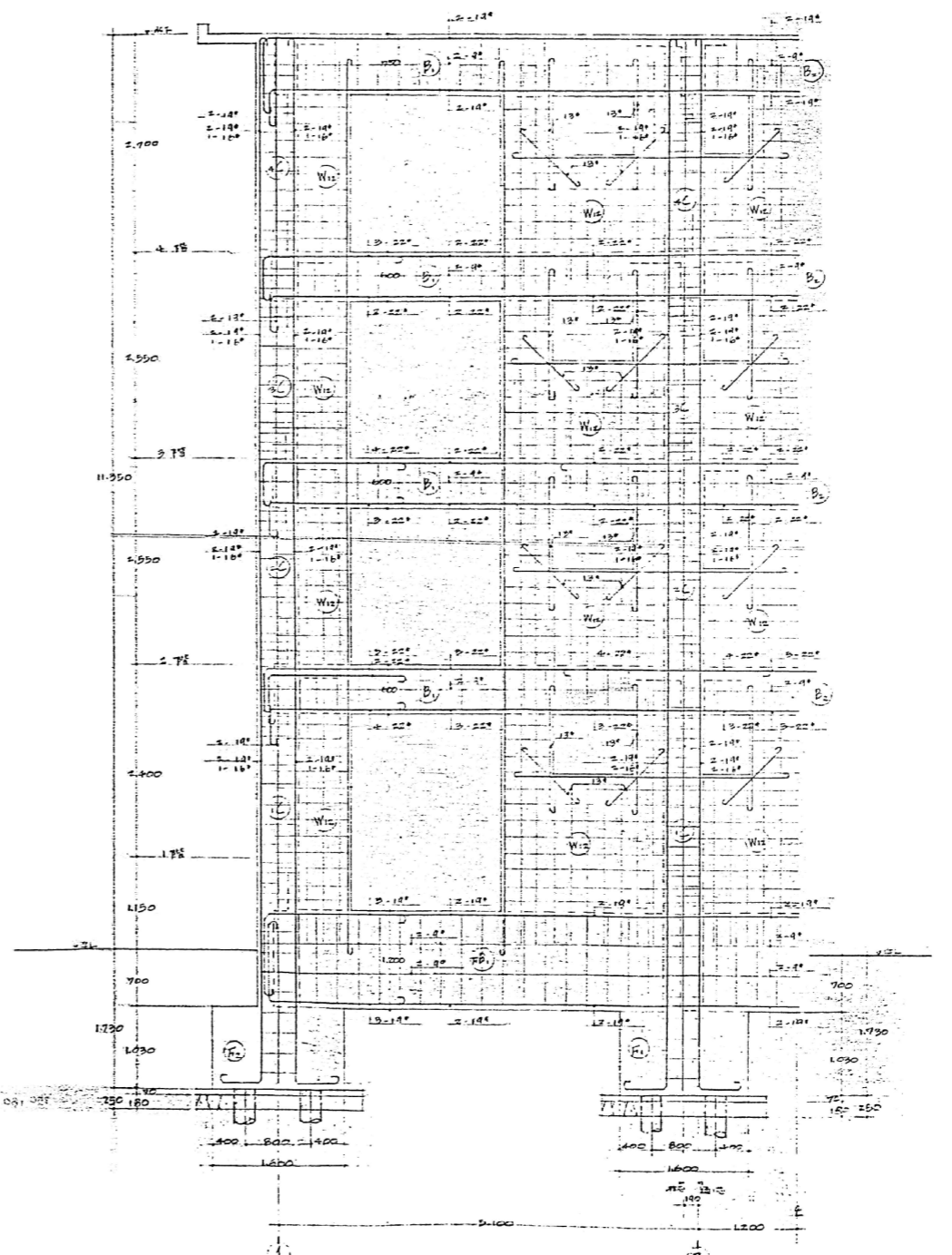






④ 4通り ライン配筋詳細図 1/40

柱) 本架系 DT=2400×2400  
 床) 本架系 DT=2400×2400  
 床) 本架系 DT=2400×2400  
 床) 本架系 DT=2400×2400



④ 4通り ライン配筋詳細図 1/40

柱) 本架系 DT=2400×2400  
 床) 本架系 DT=2400×2400  
 床) 本架系 DT=2400×2400  
 床) 本架系 DT=2400×2400

件名	大久保宿舎解体工事	図番	A-20
図名	1号棟 4通り・C通り 配筋詳細図 (2)	尺度	S=1/40
兵庫労働局 総務部 総務課		令和6年12月	